

パブリックを拵える — 古代ギリシアの場合 —

葛 西 康 徳

1 はじめに — 紛争における第三者としての「パブリック」—

本稿は、古代ギリシアにおける「紛争」場面を、特に「第三者」のあり方に焦点を合わせて分析することを通じて、「パブリック（公共または公共性（Public）」の特徴の一端を考察し明らかにすることを目的とする。即ち、パブリックを、ギリシア文学（以下では、「文学」とは文字で書かれた作品という広義で用い、いわゆる狭義の「文学」の他、「哲学」および「歴史」のジャンルを含む）の中に表れる「紛争」シーンにおける、紛争当事者に対する第三者として捉え、そのあり方ないし特徴を、そこで交されるスピーチ（但し、沈黙を含めて）に着目して分析することによって、明らかにしたい^(註1)。

実際、古代ギリシアの文学作品には、人々または神々の間の紛争場面の描写が極めて多い。この紛争は単なる口論から、裁判、外交そして戦争にいたるまで、あらゆる種類を含む。ホメーロス『イーリアス』第一巻劈頭がアキレウスとアガ멤ノーンの対立で始まるのは興味深い。その際注目されるのは、多くの場合、対立する当事者以外に第三者が（無言であれ）存在することである^(註2)。

次に、紛争において当事者および第三者は、暴力（*bia*）、詐術（*dolos*）、嘆願（*hiketeia*）など種々な行動をとるが、非常にしばしば、それらと併せてスピーチを用いる。このスピーチ自体に着目し、その実践と理論を担当する「レトリック（弁論術 *rhetoric*, *rhetorike*）」が古代ギリシアに成立し、「説得（*peitho*）」が問題となったのも偶然ではない^(註3)。スピーチを

分析の中心に据える本稿では、この紛争が現実のものか、フィクションであるかは問わない。なぜなら、狭義の文学作品や「哲学」作品は無論のこと、狭義の「歴史」作品においても、仮に「ナラティブ(叙述部分 narrative)」の部分だけを別にしても、スピーチを含む限り、そこでの「紛争」場面描写はフィクションたらざるを得ない。

ところで、プラトンの対話編において、「第三者」の問題をどのように扱うべきであろうか。もちろん、例えば『ソクラテースの弁明』や『メネクセノス』、あるいは『パイドロス』におけるリュウシアースおよびソクラテースの「エロース」物語、などは第三者に対して、或いは、それを少なくとも意識して書かれたものであろう。しかし、それらは例外的な作品であり、「観衆」たる第三者が民会や法廷で決定するシステム（「デモクラシー」）と「弁論術」に対してプラトンは批判的であったというのが、一般の理解であると思われる。しかしそれでも最近では、プラトンの作品を「文学作品」として、或いはソクラテース以外の登場人物（character）の役割に注目しつつ「ドラマ」ないし「パフォーマンス」として読む試みが現れていることは無視できない^(註4)。例えば『ラケース』では、登場人物は全体として「仲間 (*sunousia*, e.g. 196b, 201c.)」「同じ仲間 (*koinonos*, 179e6)」「同じ観客 (*suntheates*, 179e5)」という言葉が用いられる。この中には、一度も発言しない者（リュウシマコス、メレーシアスの息子たち）も含まれている^(註5)。また『ゴルギアース』において、ゴルギアースが「恥ずかしいと感じて (*eischynthe*, 461b5, feel ashamed)」という表現も（想像上の）観衆を自覚しての表現である。結局プラトンの作品においても、第三者が意識されている。換言すれば、論争（ディアレクティケー）が「公け」の場で行われているのである。（その限りで、ディアレクティケーとレートリケーの対置は、相対化される。）

ところで、多種多様な「紛争」およびそこで展開されるスピーチの中で、本稿はいわゆる「パブリックな」性格をもつ紛争およびスピーチを扱いたい。古代ギリシア、特に古典期アテーナイにおいては、「パブリック」即

ち、public と private、「公」と「私」の領域ないし利益が区別されていると言われる^(註6)。

例えば、裁判ないし訴訟の分野では、この区別は、二通りの仕方で行われた^(註7)。ギリシア法ないしアテナイ法の特徴を概観した邦語文献として、ハンフリーズ(1998)参照。第一は、訴訟開始者(=原告適格者)の範囲を基準とした、「私訴(*dike*)」と「公訴(*graphe*)」の区別である。前者は、原告適格が、不法ないし損害を被った(と主張する)本人、または(殺人事件のように)その者と一定範囲の親族に限定される。後者は、原則誰でも(当然あるいは恐らく、利害・関心があるから訴訟を提起するのであろうが)原告となり得る^(註8)。

しかし、最近の研究^(註9)によれば、古典期アテナイ法は、実体法のみならず手続法自体も不明確であるため、原告は複数の手続き、従って異なる裁判制度を選択、併用可能である。同様に、被告も複数の手続きを活用し応訴ないし反訴しうる。さらに、いわゆる「代替的紛争解決(ADR)」も加わる。その結果、残存する法廷弁論資料から窺い知ることができる限り、紛争は第三者も巻き込んだ継続的ないし断続的な、一種の「ドラマ」となる^(註10)。

このような状況を反映しているのが、訴訟における公私のもう一つの区別である。それは、「公的訴訟 *dike demosia (dikai demosiai)*」、「私的訴訟 *dike idia (dikai idiai)*」である。この区別は、以下で見えるように、当該事案が当事者間のみ(の利害)に関わるか、それともそれ以外の「第三者」ないし「公共」にも関わるか、という基準に基づく。この区別の基準は第一のそれとは異なるため、両者は部分的に重なり合う関係にある。ところで、第二の区別においては、当該事案が当事者間の私的関係ないし私的利益に留まるか否かを、当事者がスピーチの中で理由づけなければならない。それ故、このスピーチによって第三者が言及され、第三者の利害が引き込まれて来ざるをえない。つまり、公・私の違いがレトリックによって決まり、「第三者」は「構成」されることになる。ここに第三者、すなわち「パ

ブリック」は、スピーチの中で「フィクション」として登場することになる^(註11)。

古典期アテナイの「合唱隊奉仕制度 (*Khoregia*)」に対する研究^(註12)を表したピーター・ウィルソンによれば、「公的弁論 (*public eloquence*)」に関して、残存する法廷弁論作品と悲劇作品は極めて奇妙な関係にある。紀元前5世紀の残存法廷弁論は、そもそも僅かであるが、そのほとんどが基本的に殺人事件など「私的訴訟 (*dike*)」である。(但し、法廷弁論以外の弁論、すなわちアリストテレスの『弁論術』の区分に従えば、審議弁論、演示弁論においては、トウキュディデース (例えば、ペリクレスの弁論) に見られるように公的な弁論は存在する)。紀元前4世紀に入ると大量に残存し、公的事件も私的事件も扱っている。他方、紀元前5世紀のギリシア悲劇作品は「公的弁論」を多数含み、その中には法廷弁論もある (例、アイスキュロスの『オレスティア三部作』のひとつ『エウメニデス (慈みの女神たち)』) が、紀元前4世紀に入ると、残存作品は激減する。つまり、法廷弁論とギリシア悲劇は、公的レトリックに関して「相補的」な関係にある^(註13)。単なる偶然でないとすれば、これが意味するところは何か。

このようなウィルソンの指摘を踏まえて、法廷弁論とギリシア悲劇の中からそれぞれ一つずつ取り上げて、第三者としてのパブリックのあり方を考察したい。その際注意しなければならないことは、紛争当事者に対する「第三者」はそれぞれ二通りの仕方、或いは二重の意味で存在するということである。即ち、現実または実際の第三者と、作品上「構成」された、フィクションとしての第三者である。ギリシア悲劇でいえば、前者は観衆、後者は舞台上に登場する「コロス (*Chorus* 合唱隊)」である。法廷弁論では、前者が実際の裁判人、後者は弁論家が弁論の中で「構成」する聴衆である。

本稿では、デーモステネースの弁論第21『メイディアス論駁』とアイスキュロスのオレスティア三部作から『アガムノン』を取り上げる。この選定には恣意性を免れないが、理由がないわけではない。それは、両作

品にはもちろん多くの相違点があるが、「ヒュブリス(hubris, 傲慢、横暴、濫用などの意味。)」問題^(註14)、対立当事者と(二重の意味での)第三者の関係、そして現実の第三者とフィクションとしての第三者の微妙な距離などの点において比較して考察する余地があると考えられるからである。

2 法廷弁論における第三者

—デーモステネース弁論第21『メイディアス論駁』—

本件の当事者デーモステネースとメイディアスは、長年敵対関係にあったと言われるが^(註15)、この関係が果たしてどの程度「私的」な、あるいは「個人的」な性格のものか、或いは「政治的」、「公的」なものか、判断は決して容易ではない^(註16)。また、確かに両者は対立関係にあるが、果たしてどの程度デーモステネースの敵意が強かったのかについては、全く疑問の余地がないわけではない。というのも、本件は「プロボレー(*probole*)」と呼ばれる、訴訟自体ではなく、むしろ訴訟開始を正当化ないし準備するための「民会告発準備手続」である^(註17)。しかも本件でデーモステネースは勝利したと考えられるが、正式に訴訟を提起する手続きに移らず、本件の勝利で満足しているように思われる。長いスピーチの中には、メイディアス以外のデーモステネースに対する敵対者の存在、裁判外紛争処理の試みなど、複雑な「ドラマ」が描かれている。

本件において、デーモステネースがメイディアスに対する直接批判の対象としているのは、紀元前348年、大ディオニューシア祭での合唱隊奉仕スポンサー(*choregos*)であったデーモステネースに対して、合唱隊のパフォーマンスの当日、メイディアスは現場でパンチをくらわせたという事実である。この事実に関して、デーモステネースは何とかして、本件が両者の私的な関係に留まらず、裁判人を巻き込んだ「公的」問題であると論証を試みる。多岐にわたる論拠の中から、本稿にとっては特に以下のよう

なデーモステネースの主張が重要であると思われる。第一に、本件は、一見デーモステネース個人に対する暴行・傷害事件の様相を呈しているが、合唱隊奉仕世話役であるデーモステネースへの攻撃は、合唱隊奉仕制度という「公的」で重要な制度に対する侵害にあたる(25-26; 122-130章参照)。第二に、諸君のような一般人が、メイディアスのような社会的影響力のある人物を訴追することをためらうならば、結局、メイディアスの横暴(ヒュプリス)を許してしまうことになり、諸君の立場は一層弱くなる(122-130章参照)。第三に、本件は、「法(ノモス)」に対する攻撃であり、ノモスは公的なものであるから、結局「公的」事件である。

以上が主要論点である。デーモステネースの弁論は、一般市民である裁判人に対して「説得的」に見える。しかし、内容を吟味してゆくと、その論理には矛盾が内包され、受け手の解釈次第では、デーモステネースにとって不利な要素も含まれているように考えられる。というのも、彼はメイディアスの合唱隊奉仕制度侵害を何度も指摘し、さらに、この違反は部族(コロスを担当する各部族ヒューレー)や神(ディオニューソス)への冒瀆であると言う。一方、デーモステネースは年長であるメイディアスよりも自分の方がこれまで合唱隊奉仕を務めてきたこと、また三段權船奉仕(*trierarchia*)も行ってきたことを強調する。これでは、自分は社会的、経済的に一般市民よりはるかに有力な人物であると公言しているに等しい^(註18)。確かに、聴衆に向かってメイディアスのような有力者を非難し、告発することを恐れず、訴訟遂行を行うように進めているが、これが一般人にとっては不可能な要望であることは、聴衆自身が十分自覚している^(註19)。つまり、メイディアスであれ、デーモステネースであれ、公共奉仕や訴訟遂行という一般人には不可能なことを何度も実行しているということを主張することは、聴衆の支持を得られないのみならず、「嫉妬」を買うかも知れず、非常に危険なスピーチである。かかる主張自体が、社会的・経済的・政治的影響力のある当事者達の「傲慢さ(*hybris*)」を示すことになりかねない。さらに、聴衆の目には対立当事者は二人とも自分達とは別世

界の人間達であり、その二人の争いは当事者間の「私的」な紛争であるかのように映る危険性がある。

これを自覚していたかどうかは別として、デーモステネースは、聴衆に対して彼らを単純にポリスや市民一般として言及するのではなく、むしろ用心深くそれらの言葉は避けられているように思われる。合唱隊奉仕制度侵害は、単純に「ポリス」違反とは言わず、合唱隊担当の「部族 (*phyle*)」への侵害、あるいは、この儀礼の名宛人であり、起源であるディオニューソス神への侵害であると述べる。このようにして聴衆を「構成」することを通じて、デーモステネース(の立場)に結びつけ、第三者を「パブリック」に仕上げているのである。この弁論中でデーモステネースによって「構成」されている聴衆は、実際の「市民」一般と同一ではなく、微妙なズレ(距離)があるということが重要なのである。この「ズレ」を創出する能力こそレトリックの真骨頂である。但し、この「ズレ」はそれほど大きくないように思われる。では、このような「ズレ」はギリシア悲劇の場合はどうだろうか^(註20)。

3 ギリシア悲劇における合唱隊

—アイスキュロス『アガメムノーン』—

現存する唯一の三部作であるアイスキュロスの『オレスティア三部作』は、『メイディアス論駁』の110年前、紀元前458年にアテーナイで上演された。その第一作『アガメムノーン』における合唱隊を構成するのは、12名の「アルゴスの長老達」である。ここでの対立当事者とは、言うまでもなくクリュタイメーストラーとアガメムノーンである。

最近のギリシア古典研究において、ギリシア悲劇の解釈についての対立は最も興味深い論争点の一つである^(註21)が、現時点で対立は決して解消していない。合唱隊(コロス chorus)問題もその一つである。現時点での

通説的見解というものはないが、本稿は対立するいずれの立場からも一定の評価を得ていると思われるジョン・グールドの論稿を参考にしながら、考察を進めたい^(註22)。

グールドは、構造主義の手法を古典学研究に批判的に応用したヴェルナン (Vernant) およびヴィダル＝ナケ (Vidal-Naquet) の一連の業績を高く評価する一方で、紀元前5世紀のギリシア悲劇をポリスの国制 (デモクラシー) と結びつけて解釈し、例えば彼らがコロスを集合的アテナイ市民の代表とみなした点を厳しく批判する。実際、アイスキュロス、ソポクレスそしてエウリーピデースの現存悲劇作品のうち、市民 (成年男子) がコロスを形成しているのは、『ピロクテテース』『アイアース』の二つに過ぎない。但し、両作品とも、そこでのコロスは全員船員で、各リーダー (ヒーロー) に全く依存した関係にある。それ以外の作品では、コロスは「老人」、「外人」、「女性」、「奴隷」、「嘆願者」など、多かれ、少なかれ、社会的、経済的、政治的、そして法的に見て、「マージナル (marginal)」な存在である。それも、女性かつ奴隷、あるいはそれに嘆願者であることが加わるなど、二重、三重に「マージナル」な存在である。また、コロスは登場人物 (character、但し神を含む) とは、本質的に「異なる (other)」世界に属し、登場人物が知らないことを知っている。それを、「神話 (myth)」ないし「物語 (narrative)」としてしばしば踊り、歌いながら語る。このように、グールドはコロスの marginality および the otherness を強調する。しかし、かかる性質であるにも拘らず、コロスは劇の最初から最後までステージに登場し、人数の点でも、語る (歌う) 分量も、登場人物を圧倒する。例えば、『アガ멤ノン』の行数の約半分がコロスに割り当てられている。このように、コロスは矛盾した性格を持った、ドラマ作品の中で世界的にも非常に珍しい存在であると思われる。ではなぜ、作家はかかる周辺的な存在をわざわざコロスに採用したのであろうか。そして何故、「第三者」としたのか。このコロスと実際の聴衆の、大きいと思われる「ズレ」は何を意味したのか。

まず、『アガメムノーン』におけるコロスは、アルゴスの老人より構成され、成年男子でかつ奴隷ではない。しかし、市民としては役目を終了し、戦闘能力も失っている。従って、やはりマージナルな存在である。では、行数において作品全体の約半分を占める部分で、コロスは何を語っているのか。まず第一に、物語の背景であるトロイア遠征の原因をコロスが語る。ここでは、「客人のルール」を無視したトロイア方(アレクサンドロス)の非が語られるため、遠征自体を正当化する必要は、アガメムノーンにもクリュタイメーストラーにもない。但し、イーピゲネイア問題について、予言者の解釈をアガメムノーンが吟味しなかったとコロスが指摘する限りで、アガメムノーンは分が悪い^(註23)。第二に、コロスはトロイア出征により戦死した者およびその家族と、アガメムノーンおよびクリュタイメーストラーとの関係を語る。とりわけ、後二者は前者から「妬み(*phthonos*)」をもたれていることを指摘する。確かに、前者は沈黙している。しかし、怒った場合は前者が危険な存在になるという。

このようにコロスの語りのおかげで、我々は物語の背景を理解することが出来る。しかもまた、コロスとの関係を媒介することで、アガメムノーンとクリュタイメーストラーの関係が、単なる対立関係ではなく、それとともに利害を共有する関係、即ち、ともに妬みを買う関係にあることが判る。また、アガメムノーンとクリュタイメーストラーのトロイア遠征の帰責事由からみた、微妙な上下関係も示唆する。これがかの「カーペットシーン」の解釈に重要な影響を持つことになる。ゲールドが指摘するように、コロスのロジックは十分合理的な性質を有している^(註24)。

ギリシア悲劇の実際の観衆が、紛争当事者に対してどのような反応をしたかは、もちろんわからない。しかし、物理的、空間的には十分「距離」をとり、また自らは語らず、「沈黙」を守っている。決して政治的にはコミットしない。一方、作品の世界は現実の世界ないし政治とは、十分距離がある。これらの距離を媒介してつなぐのがコロスの役割である。その媒介の仕方は決して一様ではない。また、コロスの言葉は決して単純でも明瞭でもない。極めて慎重で、一方当事者に簡単に与しない。(『エウメニ

デス』でも陪審の投票結果は可否同数。)しかし、マージナルかつ他者であるという「距離」を活かして、登場人物と対話し、時にプレッシャーを与えてゆく。しかし、実際の観衆にはその効果(責任)が及ばないように、十分距離を作家は取らせている。では、かかる現実の聴衆とフィクションとしての聴衆の距離がなくなったらどうなるか。この問題を最後に取り上げ、古代ギリシア人が考えた対応について示唆的に述べたい。

4 沈黙と忘却、そして伝承

ニコル・ロロー (Nicole Loraux)^(註25)によれば、「裁判 (Justice)」は紛争当事者のいずれか一方を勝たせ、他方を負かす。つまり、「分断」する。裁判人もそれにコミットする限りで、勝者と敗者に分断される。これが「私的」な事件であれば、当事者間の利害関係に裁判人が直接巻き込まれることはない。しかし、公的な事件では、当事者のみならず第三者も含めて、関係者全員が紛争に巻き込まれ、「分断」される。ここに至って「パブリック」も分断される。ペロポネソス戦争末期、アテーナイで起こったクーデタや種々の事件や、その後の「アムネスティ」は、まさにこの「分断」とその後の混乱を物語っている。「アムネスティ」によって決して「御破算」にできなかったことは、4世紀の法廷弁論が物語っている。悲劇がまさに現実になった。悲劇は上演しなくても、現実に見られるようになってしまった^(註26)。このような事態にあっては、フィクションとしての第三者と現実の第三者の「距離」が消失してしまったのである。では「パブリック」も喪失されるのであろうか。これを救う道はあるか。最後に、ギリシア文学の劈頭を飾るホメーロスに戻って考えてみたい。

『イーリアス』第1巻の冒頭、アキレウスとアガメムノーンの対立において、二人を取り巻く各リーダーや兵士は一貫して「沈黙」を保っている。唯一口を開いたネストールも積極的な解決策を出せない。沈黙する第三者

を二人の利害関係に巻き込むことに成功したアガメムノーンがこの場に関しては勝利した。しかし、その後に彼が支払った代償は大きかった。同様のことはアキレウスの場合も同様である。一方『オデュッセイア』第24巻の最後の場面において、オデュッセウスおよび彼のオイコス(家)メンバーと殺害された求婚者の親族の戦いが、まさに繰り広げられようとした瞬間、アテーナーが出現して、両当事者を含めて全員に「忘却」の命令を出す。その結果、危機一髪のところまで衝突を免れた。

ギリシア悲劇のコロスのように、そのフィクション性を最大限活用して、声を出し、記憶に留めるという方法もある。そこでの、声は当事者に巻き込まれざるをえないが、フィクション性、距離性、他者性ゆえに、決して一つの声ではなく複数である。但し、フィクション性は免れない。一方、ホメーロスで見られる紛争における第三者の対応には、「沈黙」と「忘却」という二つのタイプが見られる。これはいかにもパブリックのあり方としては、あまりに消極的との印象を拭えないであろう。しかし、忘れてはならないのは、「沈黙」も「忘却」も忘却されることなく伝承されて来たという事実である。その限りで、声は、消されることはなかったのである^(註27)。

* 本稿は、新潟大学駅南キャンパスでの公開講座「私たちの声と公共への道 —notre voix espace public」の企画および準備過程に起源を有する。同講座を共同担当した、イザベル・ジロドウ Isabelle Giraudou および松本英実両氏(新潟大学)にまず何より感謝したい。さらに、同講座の一環として開催された公開シンポジウムのパネラーの方々、石井紫郎(東京大学名誉教授)、オリヴィエ・ジュアンジャン(Olivier Jouanjan, ロバール・シューマン・ストラスブル大学)、細見寛(国土交通省)、および小川浩三(桐蔭横浜大学)、守矢健一(大阪市立大学)、アンドリュウ・フォークナー(Andrew Faulkner, Ecole Normal エコール・ノルマル)、三嶋輝夫(青山学院大学)の各氏に対しては個々の

に、そして各会合の参加者に対しては集合的に、心よりお礼申し上げたい。

- * 本稿での略号に関して、原則として、古典作家・作品については、L. S.J. に、雑誌については *L'Annee Philologique* に、テキストについては O.C.T. に従った。

- 註1 デモクラシーと古典ギリシアの関係については、最近大著が公刊された(木庭顕『デモクラシーの古典的基礎』東大出版会、2003年)。この著者の前書(木庭顕『政治の成立』東大出版会、1997年)と併せて、古典ギリシアとデモクラシーの関係に関心を寄せるものにとっては、必読文献である。
- 註2 『オデュッセイアー』におけるオデュッセウスとペーネロペイアの「再会」および「確認」シーンも、二人だけで行われているように見えるが、部屋の外には第三者が控えていて、声を聞いている。『オデュッセイアー』23.177-180。
- 註3 最近の研究として、Redfield (2003), 57-81, esp. 66-72.
- 註4 Rutherford (1995), Blondell (2002)。それから Gould (2001) において、グールドはプラトーンが徹底的に批判したのは、ホメーロス以来のギリシア文学作品の「パフォーマンス文学 (Performance Literature)」的性質であり、現実世界(経験)の「矯正しがたい多様性 (incurrigible plurality)」であったと論じる。
- 註5 Goldhill and von Reden (1999), p.271 Laches 196b, 201c (*sunousia*)、三嶋輝夫(訳 1997)『プラトーン対話篇ラケス—勇気について』講談社学術文庫に従う。
- 註6 例えば、プラトーン『メネクセノス』236d 6 参照。即ち、ここでは、公けにはポリス、私的には、家族(オイコスメンバー)を意味する。但し、この区別が近・現代のそれに対応しているかどうかは別問題である。尚、Humphreys (1993) 参照。
- 註7 ギリシア法ないしアテーナイ法の特徴を概観した邦語文献として、ハンフリーズ (1998)。
- 註8 さしあたり、Harrison (1998) Vol., II, 74-82.
- 註9 Osborne (1985)。

- 註10 葛西康德(2001b)。法資料と「新喜劇」作品を用いて、紛争(解決)行動を分析した注目すべき作品として Scafuro(1997)がある。
- 註11 Harrison(1998), 75; 尚, Kurihara(2003)は、弁論家と聴衆の間で共有されたイデオロギーとして、公益が何かは明確だったと論ずるが、以下の『メイディアス論駁』に現れているように、この公益はスピーチの中で「構成」される。さらに、Halliwell(1997)も参照。
- 註12 Wilson(2000)。
- 註13 Wilson(1996)。
- 註14 Fisher(1990, 1992); Murray(1990)。
- 註15 MacDowell(1990) pp.1-13; 尚, Rhodes(1998); Todd(1998)。
- 註16 MacDowell(1990), 13 は、純粋に個人的な敵対関係と見ている。
- 註17 「プロボレー」について、Harrison(1998), 59-64, Lipsius(1905-1915), 211-219。
- 註18 149章では、メイディアスの出生の秘密とオイディプース王のそれに比べることによって、批判するという方法も用いている Wilson(1996), 318。尚、このような法廷弁論における悲劇作品の引用は他にも数多くみられる(Wilson(1996))。
- 註19 アリストテレース『弁論術』第1巻第1章において、力によって自己防衛できる者が、スピーチによっては出来ないというのは恥ずべきことであるとされている(1355a38-1355b2)。
- 註20 このような関心から、Wilson(1990)と Josiah Ober(1994)の論争を読むことも可能である)。その際、聴衆の「公共性」を自覚させるために、ポリスないし市民一般が引用されてはいない。他方、自己のポリスへの貢献を強調することは、自己の一般市民に対する「優越性」を含意してしまうので、それを避けようと努めている。デーモステネースの弁論は極めて巧妙に、imaginaryな聴衆を作り上げて、そこに「公共」性を見出そうとしているように見える。
- 註21 概観した邦語文献として、安西眞(2003); 英国における代表的なものだけ取り上げると、Griffin(1998), (1999); Goldhill(1990)(2000)など。
- 註22 Gould(2001)。
- 註23 葛西康德(2001a) 19-23。
- 註24 Gould(2001), 405-414。
- 註25 Loraux(2002)。
- 註26 Wilson(1996)。
- 註27 Haubold(2000)は、ホメロスからギリシア悲劇への変化を、(本稿でいう)第三者の存在意義の向上と解釈するが、本稿で示したように、事態はそれほど単純ではないと思われる。

文献

- Blondell, R. (2002), *The Play of Character in Plato's Dialogues*, Cambridge
- Cartledge, P., Millett, P. and Todd, S. (eds. 1990), *Nomos – Essays in Athenian law, politics and society*, Cambridge
- Cartledge, P., Millett, P., and von Reden, S. (eds. 1998), *Kosmos – Essays in order, conflict and community in classical Athens*, Cambridge
- Fisher, N. (1990), 'The law of hubris in Athens', in Cartledge, Millett and Todd (eds. 1990), 123-138
- Fisher, N. (1992), *Hybris*, Warminster
- Goldhill, S. (1990), 'The Great Dionysia and Civic Ideology', in *Nothing to do with Dionysos*, Princeton 1990, 97-129
- Goldhill, S. (2000), 'Civic Ideology and the Problem of Difference, the politics of Aeschylean tragedy', once again *JHS* 120 (2000), 34-56
- Goldhill, S. and Osborne, R. (eds. 1999), *Performance Culture and Athenian Democracy*, Cambridge
- Goldhill, S. and von Reden, S. (1999), 'Plato and the performance and dialogue', in Goldhill and Osborne, (eds. 1999) 257-289a
- Gould, J. (1996) 'Tragedy and Collective Experience', in Silk (ed), 217-243
- Gould, J. (2001a), 'Law, Custom and Myth: Aspects of the Social Position of Women', in Classical Athens (Gould (2001), *Myth, Ritual, Memory, and Exchange – Essays in Greek Literature and Culture*, Oxford) 112-157 (first appeared in *JHS* 100 (1980), pp38-59),
- Gould, J. (2001b), 'Plato and Performance', in Gould (2001), 304-318 (first appeared 1992)
- Griffin, J. (1998), 'Social Function and Attic Tragedy', *CQ* 48, 39-61
- Griffin, J. (1999), 'Sophocles and the Democratic City', in *Sophocles Revisited*, Oxford, 73-94
- Halliwell, S. (1997), 'Between Public and Private: Tragedy and Athenian Experience of Rhetoric', in Pelling, P. (ed.), *Greek Tragedy and Historians*, Oxford, 121-141
- Harrison, A.R.W. (1998), *The Law of Athens*, 2 vols, new edition by MacDowell, D.M., Bristol
- Haubold, J. (2000), *Homer's People, –Epic Poetry and Social Formation–*, Cambridge
- Humphreys, S.C. (1993), 'Public and Private Interests in classical Athens', in *The Family, Women and Death*, 2nd ed. Ann Arbor 1993, 22-32
- Kurihara, A. (2003), 'Personal Enmity as a Motivation in Forensic Speeches',

CQ 53, 464-477

- Lipsius, J.H. (1905-1915), *Das attische Recht und Rechtsverfahren*, Hildesheim/Zuerich/New York (reprint 1984)
- Loroux, N (2002), 'Justice as Division', in *The Divided city*, New York 229-244
- MacDowell, D.M. (ed. 1990), *Demosthenes Against Meidias*, Oxford
- Murray, O. (1990), 'The Solonian law of hubris', in Cartledge, Millett and Todd (eds. 1990), 139-145
- Ober, J. (1994), 'Power and oratory in democratic Athens: Demosthenes 21, against Meidias', in I.Worthington (ed. 1994), 85-108
- Osborne, R. (1985), 'Law in Action in Classical Athens', *JHS* 105, 40-58
- Pelling, Ch. (ed. 1997), *Greek Tragedy and the Historian*, Oxford
- Redfield, J.M. (2003), *The Locrian Maidens – Love and Death in Greek Italy*, Princeton and Oxford
- Rhodes, P. (1998), 'Enmity in fourth century Athens', in Cartledge, Millett and von Reden (eds. 1998), 144-161
- Rhodes, P. (2003), 'Nothing to do with Democracy: Athenian Drama and the Polis', *JHS* 123, 104-119
- Rutherford, R.B. (1995), *The Art of Plato*, London
- Scafuro, A. C. (1997), *The Forensic Stage – Settling Disputes in Graeco-Roman New Comedy –*, Cambridge
- Silk, M. (ed. 1996), *Tragedy and the Tragic – Greek Theatre and Beyond–*, Oxford
- Todd, S. (1998), 'The rhetoric of enmity in the attic orators', in Cartledge, Millett and von Reden (eds. 1998), 162-169
- Wilson, P. (1991), 'Demosthenes 21, (Against Meidias), Democratic Abuse', *PCPS* 37, 164-195
- Wilson, P. (1996), 'The Tragic Rhetoric: The Use of Tragedy and the Tragic in the Fourth Century', in Silk (ed. 1996), 310-331
- Wilson, P. (1997), 'Leading the Tragic Khoros: Tragic Prestige in the Democratic City', in Pelling (ed. 1997), 81-108
- Wilson, P. (2000), *The Athenian Institution of Khoregia – The Chorus, the City and the Stage*, Cambridge
- Worthington, I. (ed. 1994), *Persuasion*. London

邦語主要文献

安西真 (2003) 「都市国家アテネと悲劇上演」『創文』450号 (2003年1・2号)

15-19頁

葛西康德 (2001a) 「古代ギリシアにおける「紛争」に対する対応の二つの側面について—peithomai/peithoを手掛かりとして—」『法制史研究』50号 (2001年)

1-42頁

葛西康德 (2001b) 「ギリシア法廷弁論と法廷弁論作品 —legal literature?—」細井敦子・桜井万里子・安部素子 (訳) 『西洋古典叢書 リュシ阿斯 弁論集』京都大学学術出版会 月報1-4頁

木庭顕 (1997) 『政治の成立』東京大学出版会 1997年

木庭顕 (2003) 『デモクラシーの古典的基礎』東京大学出版会 2003年

桜井万里子 (1997) 『ソクラテスの隣人たち アテナイにおける市民と非市民』山川出版社 1997年

ハンフリーズ、サリー (葛西康德・高橋秀樹共訳 1998) 「古代ギリシアにおける法、法廷、司法過程」『法政理論』31巻2号 (1998年) 254-288頁

三嶋輝夫 (訳 1997) 『プラトン対話篇ラケス —勇気について』講談社学術文庫 1997年

アイスキュロス 『アガメムノーン』(久保正彰訳) 岩波文庫 1998年

デモステネス 『弁論集3』(北嶋美雪・杉山晃太郎・木曾明子訳) 西洋古典叢書 京都大学学術出版会 2004年